令和8年 10 月15日発行

令和9年度多摩市
子育てのための施設等利用給付認定継続のしおり

幼児教育・保育の無償化制度において、現在新2号・新3号認定を受けている方で令和9年度も認定の継続を希望する場合、期日までにお手続きが必要です。

※きょうだいがともに新2号認定または新3号認定を受けている場合は、継続の書類は世帯で1部の提出で構いません。

令和8年度末に退所される場合はお手続き不要です。また、令和9年4月に新2号・新3号認定の継続を希望されない場合や「保育の必要性」がない場合は『給付認定変更届』をご提出ください。

【受付期間】
令和8年10月20日(火)～11月30日(月)

【必要書類】 必ず提出が必要な書類①・② 該当者のみ必要な書類③・④

① 多摩市子育てのための施設等利用給付認定現況届及び給付継続申請書

② 保護者(父母)それぞれの「保育の必要性」を確認できる書類(P.4参照)
※法人格のない個人事業主の方は追加提出書類があります。
※ひとり親の場合は不存在を証明する書類をご提出ください。

③【該当者のみ】給付認定変更届
※住所、世帯構成・就労状況等に変更があって、子ども・若者政策課幼児・教育保育担当へ変更届を提出していない方

④【幼稚園の該当者のみ】令和8年度市町村民税課税・非課税証明書(写)または市町村民税納税通知書(写)
※令和8年1月1日現在に多摩市に住民票がなかった方で、子ども・若者政策課幼児・教育保育担当へ提出をされていない方
※令和8年1月1日に住民票があった市町村で発行されます。源泉徴収票や確定申告書、税額決定通知書等での代用はできません。

きょうだいが下記⑴～⑶に該当し、原本を提出している場合は、就労証明書(令和9年度多摩市様式)・診断書(令和9年度多摩市様式)の写しの提出が可能です。

(1)令和9年度4月保育所等入所申請(1次)をしている
(2)令和9年度認可保育所等の継続申請をしている
(3)令和8年度子育てのための施設等利用給付認定申請(新規)をしている

令和９年度多摩市
子育てのための施設等利用給付認定継続のしおり

令和８年１０月

発　　行：多摩市

編集・問合せ先：多摩市子ども青少年部子ども・若者政策課

〒２０６－８６６６
東京都多摩市関戸６－１２－１
電話　０４２－３３８－６８５０（直通）

印刷物番号
8-21

1. 令和9年度継続の申請について

令和8年度中に子育てのための施設等利用給付認定(新2号・新3号)を受けており令和9年4月以降も認定を継続して希望される方は、この「令和9年度多摩市子育てのための施設等利用給付認定の継続のしおり」の案内に従い手続きが必要となります。
※期間までにお手続きがない場合は認定が取消になる場合があります。
※新1号認定の方は必要な手続きはありません。
※令和8年度末に退所される方はお手続き不要です。

2. 手続きの流れ

令和９年度も認定の継続を希望する

必要書類を
令和８年１０月２０日(火)～
１１月３０日(月)までに提出する

・多摩市子育てのための施設等利用給付認定現況届及び給付継続申請書
・保護者(父母)それぞれの「保育の必要性」を確認できる書類（P.4 参照）

該当者のみ必要な書類（P.1 参照）
・給付認定変更届(P6.参照)
・令和8年度市町村民税課税・非課税証明書(写)または市町民税納税通知書(写)

令和９年度は認定の継続を希望しない
令和９年４月に保育の必要性がない

『給付認定変更届』を提出する(P6.参照)

・令和９年度に認定の継続を希望しない
→変更事項にあるその他欄に☑をつける
「異動前(旧)」：新２号認定または新３号認定
「異動後(新)」：認定なし（令和９年４月１日から）

・令和９年４月１日時点で保育の必要性がない
→変更事項にある保育の必要性の事由の変更欄該当箇所に☑をつける
「異動前(旧)」：該当する保育の必要性に☑をつける
「異動後(新)」：その他（要件なし）を記入
※継続的な求職活動を行う場合は求職活動に☑をつける

提出された内容に不備がない場合

認定継続の通知は行いません。
通知がない場合は、令和９年４月以降も認定が継続されます。

提出された内容に不備がある場合

不備内容について、申請保護者へご案内します。案内に記載されている受付期間までに必要書類を提出してください。
提出がない場合は認定取消となる場合があります。

←幼児教育・保育の無償化の詳細・申請様式や『給付認定変更届』のダウンロードはこちらから

←令和８年度の子育てのための施設等利用給付の請求方法（償還払い）についてはこちらから

3. 無償化対象分の給付金を受けるためには

給付方法は、償還払いまたは代理受領となります。施設によって方法が異なりますので、詳しくは、ご利用の施設にお問い合わせください。

Ⓐ償還払いについて

施設の利用料（償還払い対応の施設の場合）と幼稚園の預かり利用料（保育の必要性の事由が認定された場合）については、施設を利用した場合に利用料全額を施設へお支払いください。

その後、利用施設から渡される「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」（施設を利用した内容がわかる書類）等を紛失しないように保管し、「多摩市子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費請求書（償還払い用）」の用紙と一緒に、市が定める日までに請求手続きを行ってください。

提出書類・・・償還払いに必要な書類

・多摩市子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費請求書（償還払い用）・・・多摩市様式

・領収書や利用した内容がわかる書類（特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書等）・・・施設が発行するもの

提出先と提出方法

※下記のいずれかの方法にてご提出ください。

1　郵送　〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1　子ども・若者政策課　幼児教育・保育担当宛

2　多摩市役所本庁舎　子ども・若者政策課窓口（４階）に直接提出

3　利用施設に提出

施設によって、施設経由で請求書をご提出できない場合があります。詳しくは各施設にお問い合せください。施設へご提出の場合は、施設の提出期限までに必要書類をご提出いただくようになります。

【注意点】

郵送での提出の場合は、請求書の記入漏れや添付書類の不足等がないか十分確認をお願いします。場合によっては、お支払いが期日までにできないことがあります。また、郵送事故等への責任は負いかねます。

Ⓑ代理受領について

施設の利用料と無償化給付対象金額を差し引き、差額がある場合は保護者から施設に差額分を支払います。詳しくは各施設にお問い合わせください。

■注意事項■

①「施設等利用給付認定」または「教育・保育給付認定」を受けていないと無償化の対象にはなりません。

②**「施設等利用給付認定」または「教育・保育給付認定」は無償化サービスを利用する前に受ける必要があります。**

※申請が遅れた場合、認定期間のさかのぼりはできないのでご注意ください。

③領収書や施設を利用したことがわかる書類を紛失し、再発行できない場合については無償化の対象になりません。

④償還払いについては、保護者の方から市へ請求されないと、無償化の給付対象金額を入金することができません。

⑤利用している施設及びサービスによって、手続きが異なります。ご注意ください。

⑥「個人番号（マイナンバー）記載や記入」について

原則、子育てのための施設等利用給付申請者全員にご提出いただく書類ですが、郵便事故等による個人情報の流出を防ぐため、必要な場合には、別途、子ども・若者政策課幼児教育・保育担当からご連絡します。

4.保育の必要性・必要書類について

「保育の必要性」とは、保護者が仕事・病気等の理由により、**「家庭で子どもの保育が困難な状態」**を指します。

保育の必要性の事由		認定ができる期間
就労 （就労内定）	**週12時間以上**の就労のため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】就労証明書 ○**内　定　者**：認定月の中旬までに就労開始証明書の提出が必要です。 ○**個人事業主**：事業所得が記載されており、税務署に申告している直近の確定申告の写し（第一表および第二表） ※就労要件の認定から1年以内に個人事業主になった方で、確定申告書ができない場合は、以下の A.B から1つずつ書類の提出が必要となります。 A：(1)開業届(2)営業許可証等　事業の実態がわかるもの B：(1)確定申告のための帳簿（直近3カ月までのもの）(2)請負契約書 (3)業務委託契約書　等　事業の収支がわかる書類 ※これから個人事業主になる内定の場合は、A のみ提出必須。B の書類については、就労開始から3カ月以内に提出が必要となります。 ※個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は、個人情報の流失防止の観点から該当箇所を黒塗りのうえご提出ください。	就労期間 **個人事業主等で添付書類がない場合、認定ができず補助対象とならない場合があります。**
出産	出産のため保育が必要 必要書類：母子（親子）健康手帳の表紙と分娩予定日のわかるページのコピー	5ヶ月以内 出産予定月とその前後2か月が対象 ※求職から出産への変更はできません。
疾病	入院、その後通院が必要で保育困難と診断されたため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】保育が困難であると記載された診断書 ※病院所定の診断書では受付できません。	入院、通院期間
	自宅療養で保育困難と診断されたため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】保育が困難であると記載された診断書 ※病院所定の診断書では受付できません。	療養期間
障がい	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者のため保育が必要 必要書類：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保険福祉手帳の表裏画面のコピー	該当期間
看護・介護	**週12時間以上**の入院や通院等で付き添いを要するため保育が必要 必要書類：被看護・介護者の【多摩市様式】診断書または、要介護認定書・身体障害者手帳等のコピー、平均的な一週間の看護介護のスケジュール（被看護・介護者と別居の場合）（任意様式）	看護・介護に要する期間
就学	**週12時間以上**の就学のため保育が必要 必要書類：学生証（写）または在学証明書（在学期間や有効期限の記載のあるもの）・就学期間とカリキュラムがわかる書類（学校教育法に定める学校でない場合）	就学期間
不存在	**保護者1名が不存在であるため保育が必要** 必要書類：マル親医療証、戸籍謄本（写）、ひとり親制度認定通知、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書（離婚後3カ月以内に限る）、調停期日通知書のいずれか1点（コピー可）	ひとり親である期間
その他	災害復旧にあたっている、虐待・DVのおそれがある等のやむを得ない重大な理由のための保育が必要 必要書類：個別にお問い合わせください	保育を要する期間
求職【特例】	継続的な求職活動を行っているため保育が必要 （申請書「2 保育の必要性について」の求職活動に ☑ を付けてください）	3ヶ月以内
育児休業 【特例】	育児休業を取得している方は、認定期間までに復職していただくことになります。 ※認定対象児童に対しての育児休業の場合は「育児休業」要件での認定を受けることはできません。 ※在籍でない施設の場合は「育児休業」要件で認定を受けることはできません。 必要書類：【多摩市様式】就労証明書・【多摩市様式】復職証明書（復職後）	育児休業の対象の児童が満1歳に達して最初に迎える4月末までが対象期間

・各種【多摩市様式】は多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。

・各種証明書の有効期間は発行されてから3か月以内です。

・届出内容に変更が生じた場合は、原則として変更が生じてから2週間以内に届出が必要です。

↑詳細はこちら

5. Q&A

(1)派遣社員ですが、就労証明書は派遣元、派遣先どちらで発行ですか？

派遣社員の方は、必ず派遣元に作成を依頼してください。また、『No.3 雇用(予定)期間等』の雇用契約が有期の方で該当勤務先の『No.14(雇用契約の)満了後の更新の有無』が「無」または「未定」の場合、契約更新ごとに新たな派遣期間が記載された就労証明書(多摩市様式)を提出してください。

※新規・継続申請の場合は、就労証明書(多摩市様式)を提出してください。

(2)3月末で仕事を辞める予定ですが、認定継続はできないですか？

仕事を探すため週12時間以上(月48時間以上)の外出を常態とする方は「求職」要件(認定期間:3ヶ月間)で認定継続申込可能です。(「給付認定変更届」の提出が必要です)。

また、新しい就労先が内定している方は、「就労証明書」(多摩市様式)をご提出いただければ「内定」(認定期間:1ヶ月)での認定となります。就労開始後、「就労開始証明書」(多摩市様式)の提出が必要です。

(3)職場が変わったり会社名が変更となった場合も手続きが必要ですか？

はい。新しい職場の就労証明書(多摩市様式)をご提出ください。

(4)出産のため育児休業を取得します。どのような手続きが必要ですか？

産前産後休暇、育児休業を取得される場合は改めて就労証明書(多摩市様式)のご提出が必要です。産前産後休暇の間は引き続き「就労」での認定となりますが、育児休業については育児休業法に基づく育児休業であり、現施設に継続して在籍する場合に限り、**下の子が満1歳に達して最初に迎える4月末まで**上の子を「育児休業」で認定することができます。

育児休業から復職した後は、復職証明書(多摩市様式)を提出ください。

(5)転居しましたが、どのような手続きをすれば良いですか？

市内転居の場合

在籍する施設・市民課での手続きに加え、子ども・若者政策課で「給付認定変更届」等の手続きが必要です。

多摩市内から市外へ転出する場合

在籍する施設・市民課での手続きに加え、子ども・若者政策課でも転出の手続きをお願いします。市外に転居した場合、多摩市からの子育てのための施設等利用給付認定は受けられなくなります。転出後も保育所・幼稚園等へ在籍する場合は転出先の自治体でも手続きが必要となります。

6. 給付認定変更届の記入例

【現在の仕事を辞めて継続的な求職活動を行う場合】

例:現在の仕事を令和8年12月31日に辞めて、令和9年1月から継続的な求職活動を行う場合は以下のように記入をして給付認定変更届を提出する必要があります。この場合、令和8年12月31日までが「就労」要件での認定となり令和9年1月1日から「求職」要件で3か月認定されます。

変更事項	異動前(旧)	異動後(新)
☑ 保育の必要性の 事由の変更※1 (□父　□母) ↑要件変更となる方を ☑	☑ 就労※2　□育児休業 □求職活動　□妊娠・出産 □疾病・障害　□介護・看護 □就学　□その他(　　)	□就労※2　□育児休業 ☑ 求職活動　□妊娠・出産 □疾病・障害　□介護・看護 □就学　□その他(　)

※1 保育を必要とすることの証明書類をご提出ください。

※2 仕事を辞めた場合は退職日を記入してください。【令和　8年　12月　31日】

【市内転居をしたことにより世帯構成(同居人)が変更となった場合】

市内の転居をした際には、給付認定変更届により住所の変更手続きをする必要があります。それに伴い、世帯構成(同居人)が変更となった場合は併せて変更の手続きが必要となります。

変更事項	異動前(旧)	異動後(新)
☑ 住所	多摩市～(異動前の住所)	多摩市～(異動後の住所)
☑ 世帯構成(同居人) 【児童からみた続柄を記入】	父・母・祖父・祖母・子・子	父・母・子・子

【単身赴任により世帯構成(同居人)が変更となった場合】

単身赴任により世帯構成(同居人)が変更となった場合は、給付認定変更届により世帯構成(同居人)の変更手続きをする必要があります。

変更事項	異動前(旧)	異動後(新)
☑ 世帯構成(同居人) 【児童からみた続柄を記入】	父・母・子・子	母・子・子　父(別居)

【令和9年度に認定の継続を希望しない方】

変更事項	異動前(旧)	異動後(新)
☑ その他	新2号認定または新3号認定	認定なし(令和9年4月1日から)

【令和9年4月に保育の必要性がない】

変更事項	異動前(旧)	異動後(新)
☑ 保育の必要性の 事由の変更※1 (□父　□母) ↑要件変更となる方を ☑	☑ 就労※2　□育児休業 □求職活動　□妊娠・出産 □疾病・障害　□介護・看護 □就学　□その他(　　)	□就労※2　□育児休業 □求職活動　□妊娠・出産 □疾病・障害　□介護・看護 □就学　☑ その他(要件なし)

※1 保育を必要とすることの証明書類をご提出ください。

※2 仕事を辞めた場合は退職日を記入してください。【令和　9年　3月　31日】